

○厚生労働省告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百

三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、 <u>五万五千五百円</u> とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、 <u>五万四千円</u> とする。

（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正）

第二条 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ③に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ③に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1) 次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ③に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ③に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1) 次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通

算して三年以上かつ四の期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

- (一) 次の a から f までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

b （略）

c 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護

算して三年以上かつ四の期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

- (一) 次の a から f までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

a 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

b （略）

c 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護

法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

d、f（略）

(二)・(三)（略）

四 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。））、管理者（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等（以下「障害福祉サービス事業所等」と総称する。）の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規

法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

d、f（略）

(二)・(三)（略）

四 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。））、管理者（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等（以下「障害福祉サービス事業所等」と総称する。）の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規

定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。）
若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している（一）に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた（二）に定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している（二）に定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、（二）に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の（一）及び（二）に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

（一）（略）

（二） 次の a、b 又は c のいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。）
若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している（二）に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた（二）に定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している（二）に定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、（二）に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の（一）及び（二）に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

（一）（略）

（二） 次の a、b 又は c のいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(以下「実践研修修了者」という。) であること。

a (略)

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第五項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の五、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第五項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二十七条第二項から第四項まで（同令第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第二項から第四項まで（同令第五十七条において準用する場合を含む。）に規定する業務に従事したものであること。

c (略)

(以下「実践研修修了者」という。) であること。

a (略)

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二十七条第二項から第四項まで（同令第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第二項から第四項まで（同令第五十七条において準用する場合を含む。）に規定する業務に従事したものであること。

c (略)

ロ・ハ (略)

ニ イの②の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又はロに定める期日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、基礎研修修了者とみなし、イの②の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。

ホ サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第五項まで、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第五項まで及び障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号、第七十八条第一項第三号、第百五十六条第一項第二号、第百六十六条第一項第三号、第百七十五条第一項第三号、第百七十六条第一項第二号、第百八十六条第一項第二号（指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百六条の三第二項、第二百六条の十四第一項第二号、第二百八条第一項第三号、第二百十三条の四第一項第三号、第二百十三条の十四第一項第二号、第二百十五条第二項及び第二百二十条第一項第六号、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イ③、同項第二号イ②、同項第三号イ②、同項第四号イ③及び同号ロ②、同項第五号イ②並びに同項第六号イ②並びに第五条第二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号、第三十九

ロ・ハ (略)

ニ イの②の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又はロに定める期日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの②の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。

ホ サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている障害福祉サービス事業所等においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで及び障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号、第七十八条第一項第三号、第百五十六条第一項第二号、第百六十六条第一項第三号、第百七十五条第一項第三号、第百七十六条第一項第二号、第百八十六条第一項第二号（指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する場合を含む。）、第二百六条の三第二項、第二百六条の十四第一項第二号、第二百八条第一項第三号、第二百十三条の四第一項第三号、第二百十三条の十四第一項第二号、第二百十五条第二項及び第二百二十条第一項第六号、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イ③、同項第二号イ②、同項第三号イ②、同項第四号イ③及び同号ロ②、同項第五号イ②並びに同項第六号イ②並びに第五条第二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号、第三十九条第一項第四号、第五十二条第一項第二

条第一項第四号、第五十二条第一項第三号、第五十九条第一項第四号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第一項第三号、第七十五条第一項第三号（障害福祉サービス基準第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第二号イ(3)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(2)、同項第五号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第六号イ(2)並びに同項第七号イ(2)並びに第十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの（以下「みなしサービス管理責任者」という。）について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者（当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。）であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設に配置されているものである場合にあつては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間（当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。））、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

号、第五十九条第一項第四号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第一項第三号、第七十五条第一項第三号（障害福祉サービス基準第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第二号イ(3)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(2)、同項第五号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第六号イ(2)並びに同項第七号イ(2)並びに第十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの（以下「みなしサービス管理責任者」という。）について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者（当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。）であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等に配置されているものである場合にあつては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間（当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。））、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

区分	科目	時間数
(略)	(略)	(略)
合計		
(割る)		

区分	科目	時間数
(略)	(略)	(略)
合計		
(注) 平成三十六年三月三十一日までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。		

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則 令和九年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七 条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。	附 則 令和六年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七 条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、<u>令和九年三月三十一日</u>までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二又は第二十六条の三に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。 （表略）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、<u>令和六年三月三十一日</u>までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二又は第二十六条の三に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。 （表略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部改正）

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。 イ （略） ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項各号に掲げる研修 ハ （略） 二 （略）	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第13の11の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。 イ （略） ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項各号に掲げる研修 ハ （略） 二 （略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改出部分)

改 出 後	改 出 前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) 3,613単位 ロ 地域移行支援サービス費(II) 3,157単位 ハ 地域移行支援サービス費(III) 2,422単位 注1～3 (略) <u>4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）第2号の2のイの(4)に規定する拠点コーディネーターをいう。以下同じ。）1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。））、指定地域定着支援事業者（第2の1の注1に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をい</u>	別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) 3,504単位 ロ 地域移行支援サービス費(II) 3,062単位 ハ 地域移行支援サービス費(III) 2,349単位 注1～3 (略) (新設)

<u>う。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</u>	
<u>5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	(新設)
<u>6 指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	(新設)
<u>7 指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	(新設)
1の2～7 (略)	1の2～7 (略)
第2 地域定着支援	第2 地域定着支援
1 地域定着支援サービス費	1 地域定着支援サービス費
イ 体制確保費 <u>315単位</u>	イ 体制確保費 <u>306単位</u>
ロ 緊急時支援費	ロ 緊急時支援費
(1) 緊急時支援費(I) <u>734単位</u>	(1) 緊急時支援費(I) <u>712単位</u>
(2) 緊急時支援費(II) <u>98単位</u>	(2) 緊急時支援費(II) <u>95単位</u>
注1～4 (略)	注1～4 (略)
<u>5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助</u>	(新設)

<u>事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</u>	
<u>6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	(新設)
<u>7 指定基準第45条において準用する指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	(新設)
<u>8 指定基準第45条において準用する指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	(新設)
2～5 (略)	2～5 (略)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する

費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改 出 後	改 出 前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第 1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ～ハ (略) 注 1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（<u>法第 5 条第24項</u>に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第 1 条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあつては、ロは算定しない。 1 の 2 ・ 2 (略) 3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（<u>法第 5 条第21項</u>に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第 1 条第 2 号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第 3 号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又	別表 地域相談支援給付費単位数表 第 1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ～ハ (略) 注 1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（<u>法第 5 条第23項</u>に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第 1 条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあつては、ロは算定しない。 1 の 2 ・ 2 (略) 3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（<u>法第 5 条第20項</u>に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第 1 条第 2 号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第 3 号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又

は刑事施設等（同条第 4 号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注 2 に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 4 ～ 7 （略） 1 の 2 ～ 7 （略） 第 2 （略）	は刑事施設等（同条第 4 号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注 2 に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 4 ～ 7 （略） 1 の 2 ～ 7 （略） 第 2 （略）
---	---

(指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第八条 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省令

示第二百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。 一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 (一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「<u>旧障害児相談支援事業</u>」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「<u>身体障害者相談支援事業</u>」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「<u>知的障害者相談支援事業</u>」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。 一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 (一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「<u>障害児相談支援事業</u>」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「<u>身体障害者相談支援事業</u>」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「<u>知的障害者相談支援事業</u>」という。）

事業」という。)の従事者

(二) (略)

ロ (一)から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二第二項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ〜ヘ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

業」という。)の従事者

(二) (略)

ロ (一)から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ〜ヘ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ ホ （略）

三・四 （略）

養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ ホ （略）

三・四 （略）

第九条 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。 一 （略） 二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。 一 （略） 二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ～ホ (略)
三・四 (略)

イ～ホ (略)
三・四 (略)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 ロ・ハ （略） 二（略） 二の二 算定告示別表第1の1の地域移行支援サービス費の注4の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 ロ・ハ （略） 二（略） （新設）

法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。
以下同じ。)として位置付けられていることを定めているこ
と。

(2) 指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ
スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年
厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基
準」という。）第二百六条の十四第一項に規定する指定自立
生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事
業者（指定基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支
援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者（
法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支
援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業
者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四
条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業
者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定地
域移行支援の事業と指定自立生活援助（指定障害福祉サービ
ス基準第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助をいう
。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定基準第一条第十二
号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）、指定
計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計
画相談支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（
児童福祉法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定
障害児相談支援をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所
において一体的に運営していること。

(3) 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算
定に関する基準に基づき、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣
が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第
一号イ又はロに掲げる基準（以下「機能強化型基準」という
。）に適合していること。

	(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。
ロ	次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) イの(1)に掲げる基準に適合すること。 (2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。 (3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。
二	算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定

二	算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が

	に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (1) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者 (2) （略） ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。 ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。 四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。 イ 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ロ 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関をいう。以下同じ。）との連携及び調整に従事する者を一以上配置してい
--	---

	ら当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者 (二) （略） (2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。 (3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。 四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。 （新設） （新設）
--	--

五・六 (略) 七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準 第四号の規定を準用する。	五・六 (略) 七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準 指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
七の二 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注5の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) 指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者（指定基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域定着支援の事業と指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (3) 当該事業所が機能強化型基準に適合していること。 (4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。	(新設)
ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) イの(1)の基準に適合すること。 (2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、	

八 (略) (3) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。 (4) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。	八 (略)
---	------------------

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要す

る費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ・ロ (略) ハ 指定地域移行支援事業所が、<u>法第五条第二十一項</u>に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。 二〃八 (略)	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ・ロ (略) ハ 指定地域移行支援事業所が、<u>法第五条第二十項</u>に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。 二〃八 (略)

(厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の一部改正)

第十二条 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和三年厚生労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第百九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、指定障害福祉サービス基準第百九十六条の三、指定障害者支援施設基準附則第十三条の三、障害福祉サービス基準第七十二条の三及び障害者支援施設基準附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項ごとに同表の中欄に掲げる評価基準に応じて、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものとする。			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第百九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、指定障害福祉サービス基準第百九十六条の三、指定障害者支援施設基準附則第十三条の三、障害福祉サービス基準第七十二条の三及び障害者支援施設基準附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項ごとに同表の中欄に掲げる評価基準に応じて、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものとする。		
事項	評価基準	スコア	事項	評価基準	スコア
労働時間	一 一日の平均労働時間数（就労継続支援Ａ型事業所等（就労継続支援Ａ型事業所（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援Ａ型事業所をいう。）又は障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	九十	労働時間	一 一日の平均労働時間数（就労継続支援Ａ型事業所等（就労継続支援Ａ型事業所（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援Ａ型事業所をいう。）又は障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	八十

	支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において、就労継続支援Ａ型等（就労継続支援Ａ型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を行つた場合に、当該就労継続支援Ａ型等を行つた日の属する年度の前年度において、当該就労継続支援Ａ型事業所等と雇用契約を締結していた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であつて、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労継続支援Ａ型等を受けるものを除く。）の当該就労継続支援Ａ型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した、当該就労継続支援Ａ型事業所等における一日当たりの平均労働時間数をいう。以下同じ。）が七時間以上であること。	
二	一日の平均労働時間数が六時間以上七時間未満であること。	八十
三	一日の平均労働時間数が五時間以上	六十五

	支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において、就労継続支援Ａ型等（就労継続支援Ａ型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を行つた場合に、当該就労継続支援Ａ型等を行つた日の属する年度の前年度において、当該就労継続支援Ａ型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該就労継続支援Ａ型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した、当該就労継続支援Ａ型事業所等における一日当たりの平均労働時間数をいう。以下同じ。）が七時間以上であること。	
二	一日の平均労働時間数が六時間以上七時間未満であること。	七十
三	一日の平均労働時間数が五時間以上	五十五

	六時間未満であること。	
	四 一日の平均労働時間数が四時間三十分以上五時間未満であること。	五十五
	(略)	(略)
生産活動	一 前年度（就労継続支援Ａ型事業所等において就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）、「前々年度（当該就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）及び前々々年度（当該就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前々々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上であること。	六十
	二 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上であること。（一に該当する場合を除く。）	五十一

	六時間未満であること。	
	四 一日の平均労働時間数が四時間三十分以上五時間未満であること。	四十五
	(略)	(略)
生産活動	(新設)	(新設)
	一 前年度（就労継続支援Ａ型事業所等において就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及び前々年度（当該就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。	四十

	多様な働き方 一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が五以上であること。 イ〜チ （略）	
	三 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一又は二に該当する場合を除く。） 四十	
	四 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一、二又は三に該当する場合を除く。） 二十	
	五 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。（六に該当する場合を除く。） マイナ ス十	
	六 前年度、前々年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額に満たないこと。 マイナ ス二十	
多様な働き方 一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が八以上であること。 イ〜チ （略）	二 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一に該当する場合を除く。） 二十五	
	三 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一に該当する場合を除く。） 二十	
	四 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。 五	
	（新設） （新設）	
	三十五	

	一 合計点数が <u>三点又は四点</u> であること。	五
	二 合計点数が <u>二点以下</u> であること。	零
支援力向上のための取組	一 前年度（次のトに該当する場合にあつては、当該前年度の末日から起算して過去三年間）において、次のイからすまでに掲げる支援力向上のための取組を行つていることをそれぞれ一点として算定した点数の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が <u>五点以上</u> であること。 イ 就労継続支援A型事業所等の職員（サービス管理責任者及び職業指導員等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限る。）に基づき、当該就労継続支援A型事業所等において事業を行う	十五

	二 合計点数が六点又は七点であること。	二十五
	三 合計点数が一点以上五点以下であること。	十五
支援力向上のための取組	一 前年度（次のトに該当する場合にあつては、当該前年度の末日から起算して過去三年間）において、次のイからすまでのうち五つの項目について、それぞれ当該項目に掲げる場合に應じて算定した点数の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が八点以上であること。 イ 就労継続支援Ａ型事業所等の職員（サービス管理責任者及び職業指導員等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限る。）に基づき、当該就労継続支援Ａ型事業所等において事業を行う	三十五

	就労継続支援Ａ型事業者等（就労継続支援Ａ型事業者（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援Ａ型事業者をいう。）又は指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）以外の者が行う研修会又は当該就労継続支援Ａ型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）に当該職員の一人以上が参加していること。 （削る） （削る） ロ 就労継続支援Ａ型事業所等の職員が、当該就労継続支援Ａ型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修（当該就労継続支援Ａ型事業所等が行うものを除く。）、学会又は学会誌等において一回以上発表していること。 （削る） （削る） ハ 就労継続支援Ａ型事業所等の職員が先進的事業者（障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援Ａ型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。）の視察若しくは先進的事業者における実
	就労継続支援Ａ型事業者等（就労継続支援Ａ型事業者（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援Ａ型事業者をいう。）又は指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）以外の者が行う研修会又は当該就労継続支援Ａ型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）への当該職員の参加状況 (1) 当該職員の半数以上が参加している場合 二点 (2) 参加した当該職員の数が一人以上である場合 (1)に該当する場合を除く。） 一点 ロ 就労継続支援Ａ型事業所等の職員が、当該就労継続支援Ａ型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修（当該就労継続支援Ａ型事業所等が行うものを除く。）、学会又は学会誌等において発表した回数 (1) 二回以上の場合 二点 (2) 一回の場合 一点 ハ 先進的事業者（障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援Ａ型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。）の視察等の実施状況

利用者の知識・能力の向上	経営改善計画	地域連携活動	て書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 く 介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者を配置していること。 ト 第三者評価を受け、その結果を公表していること。 チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けていること。 二 合計点数が三点又は四点であること。 三 合計点数が二点以下であること。
十	マイナ ス五十	(略)	五 零

(新設)	(新設)	地域連携活動	て書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合 二点 く 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合 二点 ト 第三者評価を受け、その結果を公表している場合 二点 チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合 二点 二 合計点数が六点又は七点であること。 三 合計点数が一点以上五点以下であること。
(新設)	(新設)	(略)	二十五 十五

	SPSNOIA°				
--	----------	--	--	--	--

附 則

（適用期日）

第一条 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第七条、第九条及び第十一条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から適用する。

（業務継続計画未策定減算に係る経過措置）

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の注6及び第2の1の注7の規定は適用しない。